

条 例

議会の議決を経た「千曲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和4年3月28日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第1号

千曲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

千曲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年千曲市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (5) 千曲市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成15年千曲市規則第23号）第9条第1項の表の9の項及び10の項に規定する休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもって補充しようとする場合

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。